

# 武豊町交流施設 利用規約

## 利用申し込みの受付

### 申し込み時間

受付時間は9時～午後5時に申請を受付けます。なお、毎月初日の受付時間は午後1時になります。

### 申し込み期間

利用日の属する月の初日の2か月前から利用日の2日前まで。

### 申し込み方法

直接地域交流センターでの申し込みとなります。

(電話での仮予約も可能です。ただし、詳細についてはお尋ねください。)

### 開館時間

午前9時から午後5時まで。

(貸館時間は、午前9時から午後10時まで)

### 休館日

月曜日。(祝日の場合は開館。翌日以後の最も早い平日が休館)

年末年始(12月29日～1月3日)

### 利用料金

地域交流センターの利用料金

区分	午前	午後	夜間	全日
体験工房	500	700	700	1,900
多目的ホールA	1,500	2,000	2,000	5,500
多目的ホールB	400	600	600	1,600
多目的ホールC	400	600	600	1,600
会議室	1,200	1,600	1,600	4,400

※ 午前は9時から正午、午後は午後1時から午後5時、  
夜間は午後6時から午後10時

多目的広場の利用料金

区分	午前9時から午後10時
多目的広場	1平方メートル1時間につき 2円

### 備品

プロジェクター 会議室、多目的ホールAで使用できます。

ホワイトボード(スクリーン付) 会議室にあります。

ホワイトボード 体験工房にあります。

マイク 会議室、多目的ホールAで使用できます。

## 申込みにあつたてのお願い

### 利用の制限

次の場合に該当する場合は、施設の利用は許可しません。

1. 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為。
2. 施設を汚損、毀損又は滅失するおそれがある行為。
3. 竹木を伐採し、又は植物を採取する行為。
4. 土地の形質を変更する行為。
5. 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷する行為。
6. 指定管理者が必要と認めるもの以外のはり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示する行為。
7. 立入禁止区域に立ち入る行為。
8. 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は留め置く行為。
9. 指定管理者が認める場所以外で火気を使用する行為。
10. 集团的又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認めるとき。
11. その他地域交流施設の管理上支障があると指定管理者が認める行為。

### 利用権の譲渡の禁止

施設は、利用許可を受けた方のみが利用できます。

利用の権利を他人に譲渡し、又は施設等転貸することはできません。

### 利用の変更

申し込まれた施設の利用内容を変更又は取り消しする場合は、変更・取り消しの手続きを行って下さい。

### 利用の取消し

次の場合に該当すると認める場合は、利用許可を取り消し、又は使用を中止していただく場合があります。

1. 武豊町地域交流施設の設置及び管理に関する条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
2. 利用の許可に付された条件に違反したとき。
3. 偽り、その他不正な手段により、使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
4. その他公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

## 利用にあつたてのお願い

### 許可書の提示

施設を利用する前に、必ず1階事務室受付で利用許可書をご提示下さい。

原則として提示を受けた後、係員が施設の開錠を行います。

### 利用施設の利用

- ・会場の準備や後始末は使用者が行って下さい。
- ・利用許可を受けた施設・設備以外は利用しないで下さい。
- ・利用施設を空ける場合には職員に連絡して下さい。
- ・部屋の使用後は使用器具、備品等を現状に復し、部屋の内外を整理し清掃して下さい。
- ・他人に危害・迷惑を及ぼすおそれのある物品・動物等を持ちこまないで下さい。
- ・施設内及び駐車場内でのトラブル、事故等に関して当施設は一切責任を負いません。
- ・万一、施設・付属設備を損傷、紛失した場合は、状況により相当額を弁償していただきます。
- ・所定の場所以外では喫煙しないで下さい。
- ・その他施設では、条例、規則及び職員の指示に従って下さい。